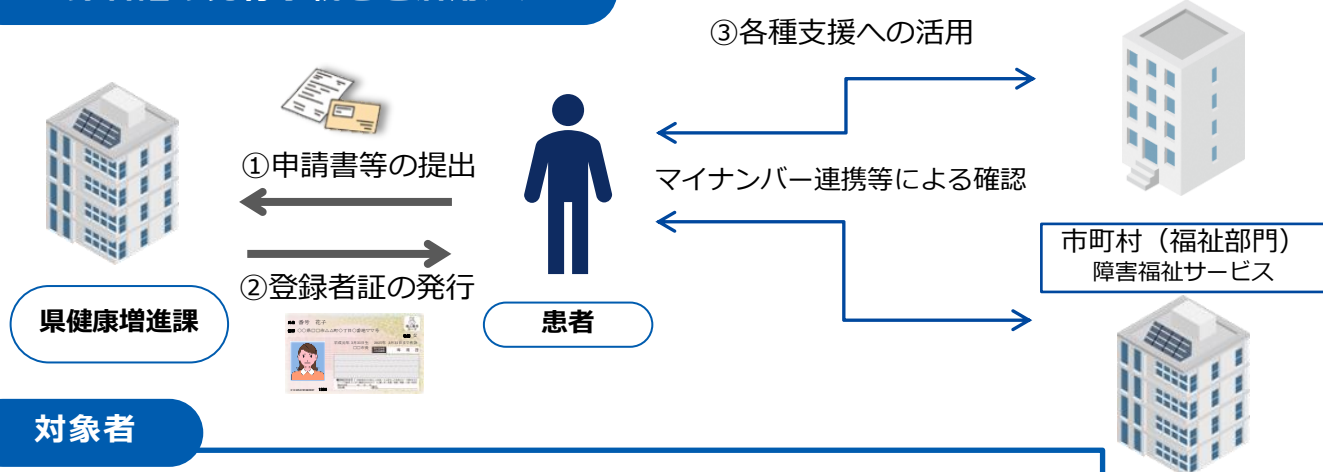


指定難病「登録者証」のご案内

※登録者証とは？

難病法に基づく指定難病患者であることを証明するものです。
(医療費助成の対象とならない方にも交付されます)

登録者証の発行手続きと活用方法



対象者

宮崎県に住民票のある方で、指定難病の基準を満たす方

- ① 特定医療費（指定難病）医療費助成を申請し、診断基準を満たすが重症度を満たさず不認定となった方
- ② 特定医療費（指定難病）医療費助成の申請に至らない軽症の指定難病患者

申請から登録者証の活用まで

1. 申請書等の提出

以下の必要書類を、県庁健康増進課宛て **郵送** で提出してください。

- ① 登録者証（指定難病）申請書
- ② 指定難病にかかっていることを証明する書類（いずれか1つ）
 - 臨床調査個人票
 - 却下の通知書（診断基準を満たすものに限り）
 - 特定医療費（指定難病）受給者証（有効期間の切れたもの）
- ③ 患者の住所が確認できる書類（個人番号カード、運転免許証等の写し）
- ④ 個人番号が確認できる書類（個人番号カード、住民票（個人番号つき）等の写し）

2. 登録者証の発行

原則としてマイナンバー情報連携を活用するため、マイナンバーカードが登録者証になります。※マイナンバー情報連携を活用することができない状況にあるときは、書面による発行も可能。

3. 各種支援への活用

マイナンバーカードを提示、またはスマートフォン等の端末からマイナポータルにアクセスして、登録者証の資格情報の画面もしくはデータを印字したものを提出することで、指定難病患者であることを証明できます。

利用するサービスによって確認方法が異なりますので、あらかじめ各サービス担当にお問い合わせください。

申請・お問合せ

宮崎県福祉保健部健康増進課 がん・疾病対策担当

■住所：〒880-8501 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号

■電話：0985-26-7079